

2021年2月3日

緊急事態宣言延長に伴う
事務所閉所延長のお知らせ

社会福祉法人 清水基金

当基金では、2月2日の政府緊急事態宣言の延長を受け、3月7日まで下記の日程につきまして、事務所を閉所させていただきます。

お問い合わせ等は、電話（午前のみ対応）または当基金ホームページの「お問い合わせ」フォームより、ご連絡をお願いいたします。

また、助成金支払いを始めとする事務手続きやお問い合わせの対応等に関しまして、遅延が予測されますことをご理解賜りたくお願い申し上げます。

なお、政府緊急事態宣言が3月7日（日）より前に解除となった場合、以降の方針について、改めてホームページにてお知らせいたします。

当面、ご不便をおかけしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

【事務所閉所】

- ・3月5日（金）

【お問い合わせ】

- ・お電話 午前中のみ対応させていただきます
- ・当基金ホームページ お問い合わせフォームよりご連絡ください

以上